

**「京都府生涯現役クリエイティブセンター運営（相談・マッチング）業務」
業務委託に関する質疑・回答**

2月27日回答分

番号	質 問	回 答
1	仕様書第3に関して、業務の主たる実施場所と、業務内容並びに人員配置については、それぞれの配分を教えてください。	業務の実施場所と業務内容並びに人員配置の対応については、仕様書第7に記載しており、そちらを確認いただきたい。
2	仕様書第3に関して、京都府民総合交流プラザ（京都テルサ）内の詳細な就業場所を教えてください。	就業場所については、同施設東館1階を想定しているところ。
3	仕様書第3に関し、各就業場所のレイアウト変更はどの程度可能か。	レイアウト変更は原則不可である。ただし、運営上、不都合が生じた場合等には、京都府と協議の上、レイアウトを変更する場合がある。
4	仕様書第3に関し、就業場所の現地見学は可能ですか。	現在運営しているセンターの見学については、営業時間の範囲内で個別に見学いただくことは差し支えない。
5	仕様書第3に関して、京都経済センターにおける実務場所は現在のクリエイティブセンターと同じか。また、相談・マッチングと研修事業で別事業者が入る場合、同じ部屋を使用するのか。あわせて、それぞれの部屋の入居可能人数は何人を教えてください。	現在のセンターと同じ場所を想定している。 事業者の配置を含めレイアウトは検討中だが、別事業者が同一の部屋を使用することは想定していない。
6	仕様書第6に関して、連携が必要な他の団体を事業別に教えてください。	多様化する産業界及び利用者ニーズに対応するため、京都府リカレント教育推進機構の参画団体を中心に、幅広い団体との連携を事業者より提案いただきたい。
7	仕様書第6（1）シに関して、外部講師への依頼は可能か。企業からの要望が高い等、応じられないと判断した場合は依頼を断ることは可能か。また、遠方の場合はオンラインでの対応は可能か。	原則、センター相談員等が対応すること。 企業からの要望が高い等、対応が難しいと判断した場合は、直ちに依頼を断るものではなく、企業や京都府と協議の上、内容の調整を行うとともに、必要に応じて関係機関を紹介する等、可能な限り対応すること。

		遠方の場合、オンラインにより対応することは差し支えない。
8	仕様書第6（3）に関して、相談・マッチング業務と研修実施業務の業務担当のすみ分け基準を教えてください。	仕様書第6（3）イに記載のある支援内容のうち、（ア）受講生の選定、及び（ウ）研修プログラムに係る業務は研修実施業務が、（イ）キャリア相談、及び（エ）マッチング支援に係る業務は相談・マッチング業務がそれぞれ担うこととする。
9	仕様書第6（3）アに関して、研修実施業務の仕様書第6（1）アに記載のある令和7年度上半期研修に、（ア）キャリアアップコース、（イ）転職・再就職コース、（ウ）地域貢献コースに該当するコースは企画されているか。	当該3コースの研修については、研修実施業務の仕様書第6（1）アに記載のある令和7年度上半期研修には含まれていない。
10	仕様書第6（3）ア（イ）に関して、転職・再就職コースは在職者も対象となるか。	原則、求職者を中心に、早期（本講座終了後3カ月以内）に転職や再就職を目指す方を対象とする。
11	仕様書第6（3）ア（イ）に関して、転職・再就職コースの中途採用者向けインターンシップは有給・無給・期間等の定めはあるか。また、ワンデイインターンシップは対象となるか。	有給・無給や期間に特段の定めはない。ただし、本コースの目的である「3カ月以内の転職・再就職」の達成に資する内容となるよう、適切な形態を提案いただきたい。ワンデイインターンシップについても、目的に沿うものであれば差し支えない。
12	仕様書第6（3）に関して、各コースの集客は相談・マッチング業務と研修実施業務のどちらがメインとなって実施するのか。	仕様書第6（3）アに記載のあるコースのうち、企業送り出しが期待される（ア）キャリアアップコースは相談・マッチング業務が、個人での参加が期待される（イ）転職・再就職コース、及び（ウ）地域貢献コースは研修実施業務がメインとなり集客を図っていただきたい。なお、上記割り振りに固執することなく、適宜、他コースの集客も併せて実施すること。
13	仕様書第6（4）に関して、ボランティアセンターのような活動（仲介）と考えてよいか。また、こちらのボランティアは無償と考えてよいか。	本事業においては地域・社会貢献活動の希望者と活動の場を提供する団体を繋ぐ仕組みを構築いただきたい。 ボランティアについては、主に有償ボランティアを実施する団体との連携を希望するが、無償ボランティアを排除するものではない。
14	仕様書第6（5）ア（イ）に関して、ジョブ型雇用求人の	ジョブ型雇用求人の定義は「求職者の潜在能力ではなく、具体的な職務能力に着目し

	定義を教えてください。また、雇用形態は、正規雇用のみが対象か。	た中途採用求人」である。 雇用形態は主に正規雇用を想定するが、仕様書第6（5）ア（ア）～（エ）の要件を満たす場合、非正規雇用を排除するものではない。
1 5	仕様書第6（5）に関して、京都企業人材確保推進業務における企業営業に際し高度人材の求人ニーズがあった場合は、当業務に繋いでもらえるという認識でよいのか。	認識に相違ない。双方に連携を図ってマッチングの成立を実現してもらいたい。
1 6	仕様書第6（6）アに関して、マッチングイベントの開催について、対面・オンライン等の開催形式は問われるか。	開催形式は問わない。求職者及び企業ニーズに対応した開催形式を提案いただきたい。
1 7	仕様書第6（9）エに関して、「リカレント研修の申込者や、その時点での相談利用者年代・属性・利用目的・利用状況のとりまとめ及び情報分析を報告すること」とあるが、この分析には、専門研修申込者についても含むのか。	専門研修申込者も含むこととする。
1 8	仕様書第6（9）カに関して、「その他、センターの運営全般について京都府の業務を補助すること」と記載があるが、具体的な範囲を教えてください。	会議の資料作成を含む運営補助等を想定しているが、必要に応じて事前に京都府と相談のうえ、可能な範囲で対応いただきたい。
1 9	仕様書第8に関して、就業場所別に他の団体並びに京都府との定期的な打ち合わせ会議は予定されていますか。	会議の開催については検討中だが、仕様書第8にあるとおり、少なくとも週1回以上は本府や研修実施業務の受託事業者に対し、事業の進捗状況や課題等を共有・協議するための会議を実施すること。
2 0	仕様書第9エに関して、相談件数は、センター利用者からの相談及び企業担当者からの相談等を含めた合計件数と捉えてよいのか。	センター利用者及び企業担当者からの相談の合計件数と捉えて差し支えない。なお、報告の際は、どちらからの相談かわかるよう報告いただきたい。
2 1	仕様書第9キに関して、ジャンプアップ行動の具体的な基準を教えてください。	転職や再就職、社内でのキャリアアップ、地域貢献活動への参加など、センター利用後の実践や行動変容の有無を基準とする。
2 2	仕様書第15（7）地域活性化雇用創造プロジェクト実施	仕様書第1の注釈に記載しており、そちらを確認いただきたい。

	要領に規定されている要件について具体的に教えていただきたい。	その他の要件については、受託事業者あてに別途通知することとする。
2 3	委託業務に係る庶務（人事労務・給与関係）業務について、経費計上は可能ですか。 その場合に全体業務を委託することは可能ですか。	庶務（人事労務・給与関係）業務の経費計上は可能である。 再委託については、当事業の主たる業務を再委託する場合を除き、予め京都府から承諾を得た場合は可能とする。
2 4	京都府会計規則第159条において、契約保証金の全部又は一部の免除について「（7）その他契約当事者が必要ないと認めるとき」との要件を付している。本要件について詳細を教えていただきたい。また、個人事業主のような零細事業者は該当するか。	事業者の規模によるものではなく、これまでの京都府事業の履行状況等により判断するものである。